むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画

（令和６年度修正）

青 森 県 む つ 市

【 目　　次 】

１　趣　旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　避難行動要支援者の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　避難行動要支援者の基礎情報の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４　避難行動要支援者の登録方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５　むつ市避難行動要支援者登録台帳の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
６　避難行動要支援者情報の整備・管理・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
(1) 避難行動要支援者情報の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
(2) 避難行動要支援者情報の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
(3) 避難行動要支援者情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
７　避難支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
(1) 市の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
(2) 支援者等（社会福祉協議会を除く）の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・５
(3) 社会福祉協議会の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(4) 防災関係機関の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８　情報伝達体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(1) 情報伝達ルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(2) 情報伝達手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
９　安否確認体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(1) 安否確認ルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(2) 災害時における安否確認の目安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１０　避難所における支援方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
(1) 避難所における支援対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
(2) 福祉避難所の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１１　避難行動要支援者の支援方法等の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１２　避難行動要支援者避難訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１３　資　料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
【資料１】防災関係及び支援団体一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
【資料２】福祉避難所（民間福祉避難所）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・１２

むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画

１　趣旨

近年における大規模災害に共通する特徴として、犠牲者の多くが災害発生時又はそのおそれがある場合（以下、「災害時」という。）に自力での避難が困難であったり、避難に時間を要する高齢者や障害者など（以下、「避難行動要支援者」という。）であることから、あらかじめ、避難行動要支援者が安全かつ迅速に避難できる支援体制を整えておくことが重要である。

むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び市の「むつ市地域防災計画」を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時に自らの身は自らで守る「自助」・地域（近隣）住民による支援「共助」を基本とし、行政支援等の「公助」を併せ、避難行動要支援者支援の総合的な支援対策を講ずるための指針として作成する。

２　避難行動要支援者の対象範囲

避難行動要支援者とは、災害時において必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、適切な避難行動をとることが困難で支援を必要とする次に掲げる者とする。

（施設に入所している者、自力又は家族の協力・支援で避難できる者を除く。）

(1) 満６５歳以上の者でひとり暮らしの者又は満６５歳以上の者のみの世帯の者

(2) 介護保険法第７条第１項に規定する要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５に該当する者

(3) 身体障害者福祉法施行規則第５条第３項に規定する障害の級別が１級又は２級に該当する者

(4) 青森県愛護手帳（療育手帳）制度実施要綱第５条第２項第４号に規定する障害の程度が「Ａ」に該当する者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する障害等級の１級または２級に該当する者

(6) 乳幼児・妊産婦

(7) 外国人（日本語によるコミュニケーションが十分でない者及び地域の地理に不案内である者に限る。）

(8) このほか、市長が特に必要があると認める者

３　避難行動要支援者の基礎情報の把握

災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導などの支援を的確に行うためには、日頃から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

(1) ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯などの高齢者の情報は、住民基本台帳の活用により把握する。

(2) 要介護者の情報は、要介護認定情報により把握する。

(3) 障害者の情報は、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報により把握する。

(4) 乳幼児・妊産婦の情報は、母子手帳台帳等により把握する。

(5) 市の関係部署、下北地域広域行政事務組合消防本部、消防署・分署、むつ市消防団、むつ警察署、自主防災組織、町内会長、民生委員児童委員、社会福祉協議会及び地域支援者※１（以下、「関係機関等」という。）が見守り活動等を行った際に得た避難行動要支援者の情報を収集することにより把握する。

※１　地域支援者とは、避難行動要支援者の普段の見守りや災害時の情報伝達、安否の確認、避難誘導等の支援を行う者をいう。

４　避難行動要支援者の登録方法

市は、災害時に地域住民が協力し、避難行動要支援者の安否の確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行うことを目的として、避難行動要支援者の対象者に対してむつ市避難行動要支援者登録申請書兼避難支援プラン（以下、「申請書」という。）の提出を求めるほか、 情報収集を行い、避難行動要支援者の登録を行うものとする。

また、避難行動要支援者は登録内容に変更が生じた場合、むつ市避難行動要支援者登録変更届を提出するものとする。

(1) 手上げ方式

避難行動要支援者の対象者が自らの意思で登録する方法(代理人による申請も可能)

(2) 同意方式

① 町内会長及び民生委員児童委員、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、地域支援者（以下、「支援者等」という。）が地域において支援が必要な方を把握した際に、登録を働きかけ、本人の同意のもとに登録する方法

② 上記の方法で本人が同意の判断ができない場合には、成年後見人、家庭裁判所に認められた成年補佐人、成年補助人及び四親等以内の家族の同意のもとに登録する方法

(3) 関係機関等共有方式

「３避難行動要支援者の基礎情報の把握」で把握した登録についての意思表示を行っていない避難行動要支援者の対象者の内、災害時に支援が必要又は支援が必要と思われる者で、市が登録の必要があると判断した場合、職権で登録する方法

5　むつ市避難行動要支援者登録台帳の整備

市は、避難行動要支援者の登録情報をむつ市避難行動要支援者登録台帳（以下、「避難行動要支援者台帳」という。）として整備するものとする。

(1) 同意者避難行動要支援者台帳

① 手上げ方式による登録者で情報提供に同意した者

② 同意方式による登録者で情報提供に同意した者

(2) 関係機関等共有台帳

関係機関等共有方式による登録者

(3) 情報提供未同意者台帳

同意方式による登録者であるが情報提供に同意しない者

【避難行動要支援者台帳作成のイメージ】

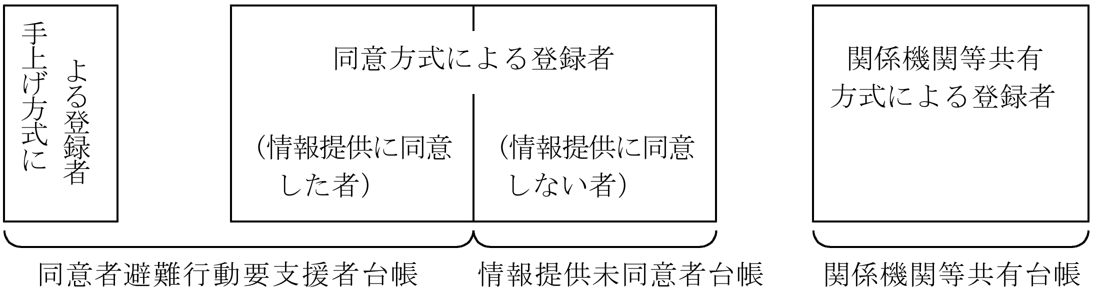

6　避難行動要支援者情報の整備・管理・提供

(1) 避難行動要支援者情報の整備

市は、避難行動要支援者支援のため、情報提供に同意を得た避難行動要支援者については、避難行動要支援者ひとりひとりに合わせた避難計画として、むつ市避難行動要支援者避難支援プラン（以下、「避難支援プラン」という。）を同意者避難行動要支援者台帳をもとに整備するものとする。

また、必要最低限の避難行動要支援者情報をのせたむつ市避難行動要支援者対象者一覧表(以下、「対象者一覧表」という。）を全台帳をもとに整備するものとする。

(2) 避難行動要支援者情報の管理

避難行動要支援者情報の利用は、避難支援の目的（日頃からの見守り活動を含む。）に限定するものとし、その管理は、関係機関等及び避難行動要支援者が管理し、関係機関等以外の者が知ることのないよう厳重に管理するものとする。

また、避難行動要支援者情報を提供する際は、個人情報保護の観点から、関係機関等の提供先から誓約書の提出を受けるものとする。

ただし、下北地域広域行政事務組合消防本部、消防署・分署（以下、「防災関係機関」という。)、むつ警察署、民生委員児童委員、市の関係部署は除く。

(3) 避難行動要支援者情報の提供

① 市は、避難支援プラン及び対象者一覧表（以下、「対象者一覧表等」という。）を平常時から、関係機関等に提供するものとする。
ただし、関係機関等共有台帳の登録者については、対象者一覧表のみの提供とし、情報提供未同意者台帳の登録者については情報の提供は行わないものとする。

② 災害時には、むつ市個人情報保護条例第８条第２項第２号の規定に基づき、情報提供未同意者台帳の登録者の情報についても対象者一覧表として関係機関等に提供するものとし、災害対応終了後には回収するものとする。

③ 災害時において、災害対策本部及びむつ警察署より依頼があった場合には、全台帳登録者の情報を対象者一覧表として提供するものとし、災害対応終了後には回収するものとする。

④ 避難行動要支援者台帳記載事項に変更が生じた場合は、変更前の対象者一覧表等を回収し、更新後の対象者一覧表等を提供するものとする。

【対象者一覧表等の共有ｲﾒｰｼﾞ】

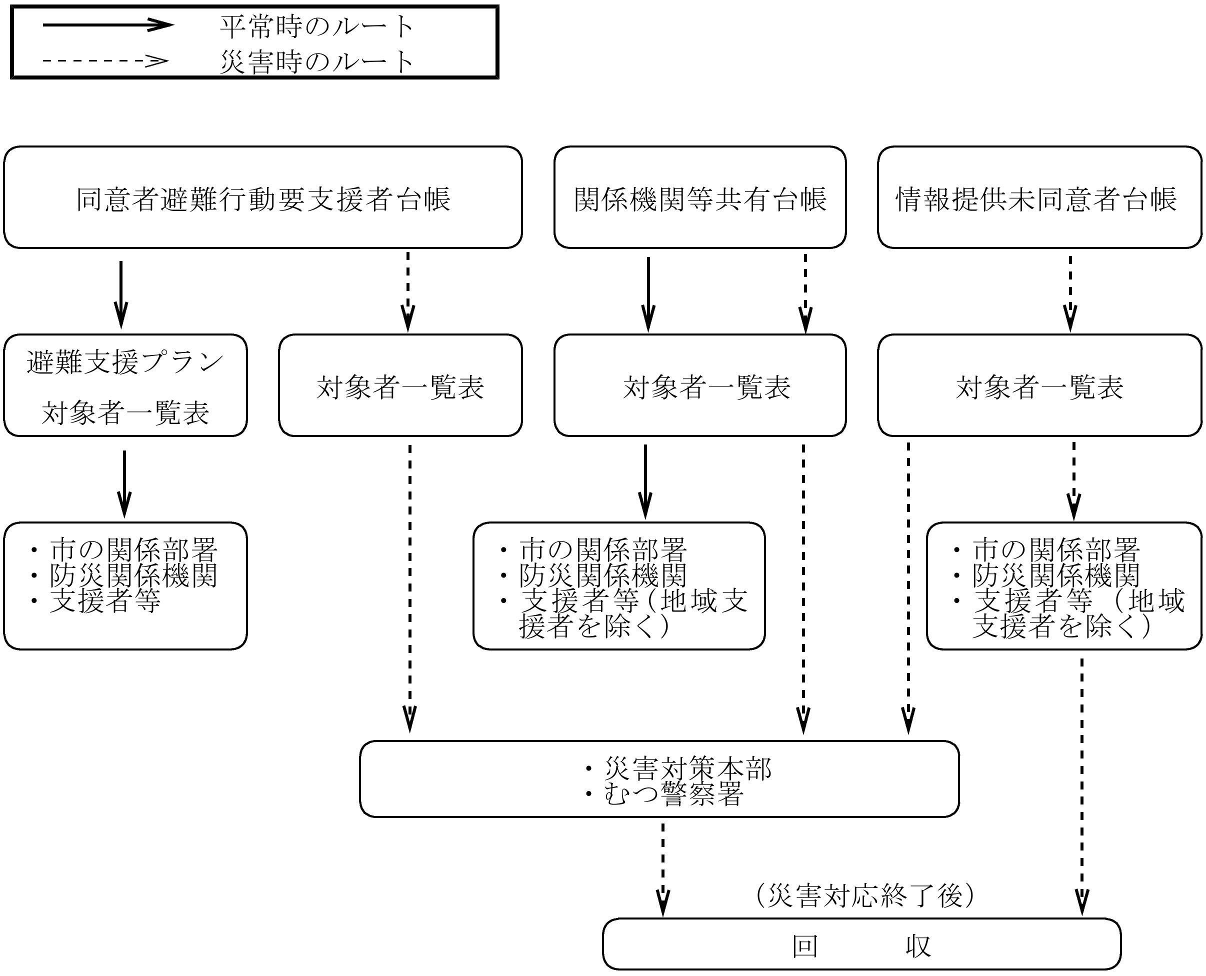

7　避難支援体制

災害時に迅速かつ的確な避難行動要支援者支援を行うため、日頃から避難支援体制づくりを進めていくものとする。

(1) 市の対応

市役所内に、避難行動要支援者支援班（以下、「支援班」という。）を設ける。支援班の構成及び業務は以下のとおりとする。

① 構成

むつ市健康福祉部総合福祉課、介護保険課及び生活福祉課並びに川内庁舎市民生活課、大畑庁舎市民生活課及び脇野沢庁舎総合課で構成。

② 業務

ア 平常時の分担業務について

共通事項	1 各課所掌にかかる避難行動要支援者の把握に関すること 2 避難行動要支援者情報の管理に関すること 3 関係機関等との連携に関すること
総合福祉課	1 避難行動要支援者登録の受付に関すること 2 避難行動要支援者台帳の管理・更新に関すること 3 対象者一覧表等の整備に関すること 4 避難行動要支援者情報の関係機関等との共有に関すること 5 関係機関等への対象者一覧表等の管理方法等の指導に関すること 6 関係機関等との連絡調整に関すること
川内庁舎市民生活課 大畑庁舎市民生活課 脇野沢庁舎総合課	1 本庁舎及び必要に応じて関係機関等との連絡調整に関すること

イ 災害時の分担業務について

「むつ市地域防災計画」による所掌事務

総合福祉課	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 高齢者・障害者世帯の被害調査及び救済対策に関すること 3 要配慮者の安全確保対策に関すること 4 福祉避難所に関すること

(2) 支援者等（社会福祉協議会を除く）の対応

平常時：対象者一覧表等をもとに、見守り活動を行うほか、避難行動要支援者に対しての支援方法等の検討を行うものとする。

災害時：自らの安全を確保した後、迅速に避難行動要支援者の安否確認をし、避難所への避難誘導を行うものとする。また、安否確認結果を支援班へ報告するものとする。さらに、避難所においても、避難行動要支援者の安否確認をし、支援班へ報告するものとする。

また、一般避難所での生活に支障をきたす避難行動要支援者について、福祉避難所への移動を補助するものとする。

(3) 社会福祉協議会の対応

平常時：支援者等と同業務を行うほか、青森県社会福祉協議会と災害時におけるボランティアの受け入れ等について連携を行うものとする。

災害時：災害対策本部及び防災関係機関との連携のもとに、災害ボランティアセンターを設置し、避難行動要支援者の支援に努める。

(4) 防災関係機関の対応

平常時：避難行動要支援者の見守り活動のほか、避難行動要支援者を取り込んだ避難訓練を計画し、行うものとする。

災害時：災害対応業務のほか、支援班より避難行動要支援者の救助要請があった際、救出に駆けつけるものとする。

8　情報伝達体制

市は、重要な災害情報を避難行動要支援者や関係機関等に対して、いち早く正確に伝達するための情報伝達ルート、手段を整備するものとする。

(1) 情報伝達ルート

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等は、「むつ市地域防災計画」に基づいたルートとする。

(2) 情報伝達手段の確保

情報伝達手段としては、「むつ市地域防災計画」に基づき行うものとし、聴覚障害者への情報伝達には広報掲示板、電光掲示板、手話、筆談、身振り、絵、図などを用いるなど、その人にあった配慮を行う。また、避難行動要支援者が日常使っている携帯メールやファクシミリ等の機器を活用しながら、できるだけ多くの情報伝達手段を確保しておく必要がある。

さらに、外国人については日本語能力の不足などにより円滑なコミュニケーションが困難な場合も予想されることから、外国人を含む地域住民と協力して災害情報の伝達の取り組み等の普及を図る。

9　安否確認体制

(1) 安否確認ルート

支援者等が安否確認の目安となる災害が発生した場合に自発的に行い、その結果を支援班内総合福祉課へ報告するものとし、支援班内総合福祉課は支援者等から報告を受け、安否不明の避難行動要支援者への安否確認を行うものとする。

(2) 災害時における安否確認の目安

災害時における避難行動要支援者の安否確認は、次に該当する場合を目安として行うものとする。

① 地震・津波災害：高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保が発令された場合
② 風 水 害 等：高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保が発令された場合
③ そ の 他：避難行動要支援者の安否の確認が必要と思われる災害が発生

した場合

１０　避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策（避難所は「むつ市地域防災計画」にて定める。）

避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設するものとし、特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マット等の利用、プライバシー確保のための間仕切り等を設け、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

避難所では、避難行動要支援者の要望を把握するため、支援者等の協力を得つつ、避難行動要支援者用相談窓口を設けるよう努める。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮をするとともに、必要に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等に努める。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮が必要である。

(2) 福祉避難所の確保（福祉避難所の一覧は【資料２】のとおり）

一般避難所での生活において、何らかの特別な配慮を必要とする避難行動要支援者が、安心して生活ができる体制を整備した民間の社会福祉施設等を災害時に福祉避難所として確保できるよう、施設の管理者等と事前協定を締結し、予め福祉避難所を指定する。

福祉避難所として指定する施設は、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易であるなど既存福祉施設等を活用するものとする。

１１　避難行動要支援者の支援方法等の検討

避難行動要支援者への支援を迅速かつ的確に行うためには、日頃から地域の中でどのような支援が有効であるか、支援方法等の検討が必要である。そのため、支援者等は互いに連携し、避難行動要支援者支援について定期的に検討会を行うものとする。

この際、市は支援方法等の検討について支援者等から要請があった場合には、助言を行うものとする。

検討会を行うにあたって、地域の区分は特に定めないが、基本的には、町内会などの地域単位で行うものとする。

また、検討事例としては、災害情報の伝達方法・伝達体制、安否確認方法・安否確認体制、避難誘導方法・避難誘導体制などが挙げられる。

１２　避難行動要支援者避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と関係機関等との信頼関係が不可欠であることから、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から関係機関等を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、避難行動要支援者と地域支援者とともに、避難行動要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

また、毎年実施している「むつ市総合防災訓練」を含め、「むつ市地域防災計画」に定められている避難訓練には可能な限り参加するものとする。

※　各種様式について、要綱にて定める。

１３　資　　　　　　　　　　料

【資料１】

防災関係及び支援団体一覧

1　災害対策本部・支援班

名　　称	担当部署	連　絡　先
むつ市災害対策本部	むつ市総務部 防災安全課	むつ市中央一丁目8番1号 TEL 22-1111　FAX 22-9116
むつ市避難行動要支援者支援班	むつ市健康福祉部 総合福祉課 介護保険課 生活福祉課	むつ市中央一丁目8番1号 TEL 22-1111　FAX 22-5044
	むつ市川内庁舎 市民生活課	むつ市川内町川内477番地 TEL 42-2111　FAX 42-2120
	むつ市大畑庁舎 市民生活課	むつ市大畑町伊勢堂１番地１ TEL 34-2111　FAX 34-4930
	むつ市脇野沢庁舎 総合課	むつ市脇野沢渡向107番地1 TEL 44-2111　FAX 44-2115

2　消防署・消防分署

名　　称	住　　所	連絡先
むつ消防署	むつ市小川町二丁目14番1号	22-1680
むつ消防署川内消防分署	むつ市川内町川内88番地	42-3215
むつ消防署脇野沢消防分署	むつ市脇野沢渡向14番地2	44-2020
大湊消防署	むつ市大湊新町35番25号	24-2091
大畑消防署	むつ市大畑町松ノ木150番地1	34-2233

3　消防団

名　　称	住　　所	連絡先
むつ市消防団むつ消防団	むつ市小川町二丁目14番1号	22-1680
むつ市消防団川内消防団	むつ市川内町川内88番地	42-3215
むつ市消防団大畑消防団	むつ市大畑町松ノ木150番地1	34-2233
むつ市消防団脇野沢消防団	むつ市脇野沢渡向14番地2	44-2020

4　警察署

名　　　　称	住　　　　所	連 絡 先
むつ警察署	むつ市中央一丁目19番1号	22-1321

5　社会福祉協議会

名　　　　称	住　　　　所	連 絡 先
むつ市社会福祉協議会本所	むつ市中央一丁目8番1号	33-3023
むつ市社会福祉協議会川内支所	むつ市川内町川内477番地	42-2002
むつ市社会福祉協議会大畑支所	むつ市大畑町観音堂25番地1	34-3537
むつ市社会福祉協議会脇野沢支所	むつ市脇野沢渡向107番地1	44-3550

6　民生委員児童委員

名　　　　称	担 当 部 署	連　　絡　　先
むつ市田名部北地区民生委員児童委員協議会 むつ市田名部南地区民生委員児童委員協議会 むつ市大湊地区民生委員児童委員協議会	むつ市健康福祉部 総合福祉課	むつ市中央一丁目8番1号 TEL 22-1111　FAX 22-5044
むつ市川内地区民生委員児童委員協議会	むつ市川内庁舎 市民生活課	むつ市川内町川内477番地 TEL 42-2111　FAX 42-2120
むつ市大畑地区民生委員児童委員協議会	むつ市大畑庁舎 市民生活課	むつ市大畑町伊勢堂１番地１ TEL 34-2111　FAX 34-4930
むつ市脇野沢地区民生委員児童委員協議会	むつ市脇野沢庁舎 総合課	むつ市脇野沢渡向107番地1 TEL 44-2111　FAX 44-2115

【資料２】

福祉避難所一覧

(1) 医療法人章士会

No.	施　設　名	収納可能人員(人)	所　在　地	電話番号
1	むつ市介護老人保健施設やげん	１０	むつ市大畑町観音堂25-1	34-2211

(2) 医療法人明仁会

No.	施　設　名	収納可能人員(人)	所　在　地	電話番号
1	介護老人保健施設はまなす苑	１５	むつ市大字奥内字金谷沢1-167	26-3333

(3) 医療法人顕仁会

No.	施　設　名	収納可能人員(人)	所　在　地	電話番号
1	介護老人保健施設 シルバーケアセンターむつ	１０	むつ市中央1-18-1	22-9925

(4) 社会福祉法人桜木会

No.	施　設　名	収納可能人員(人)	所　在　地	電話番号
1	養護老人ホーム釜臥荘	２０	むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-4	23-4514
2	特別養護老人ホーム桜木園	２０	むつ市中央2-23-1	29-1243
3	おおみなと園	２０	むつ市大湊新町30-10	28-3310
4	ハートランドさくら	１０	むつ市赤川町11-22	28-2311
5	いこいの里デイサービスセンター	3	むつ市脇野沢渡向73-1	44-2690

(5) 社会福祉法人青森社会福祉振興団

No.	施　設　名	収納可能人員(人)	所　在　地	電話番号
1	みちのくデイケアセンター	5	むつ市十二林11-13	23-0711
2	みちのく金谷ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ	8	むつ市金谷2-20-1	23-1170

(6) 社会福祉法人光仁会

No.	施　設　名	収納可能人員(人)	所　在　地	電話番号
1	特別養護老人ホーム恵光園	１０	むつ市大字奥内字竹立9	26-2288
2	恵光園デイサービスセンター	5	むつ市大字奥内字竹立11-3	26-3227

(7) 社会福祉法人八千代会

No.	施　設　名	収納可能人員(人)	所　在　地	電話番号
1	特別養護老人ホームせせらぎ荘	４１	むつ市川内町獅子畑128-4	42-3103
2	せせらぎデイサービスセンター	４３	むつ市川内町獅子畑128-4	42-3103
3	グループホームせせらぎ	１７	むつ市川内町獅子畑128-4	42-3103

(8) 社会福祉法人三恵会

No.	施　設　名	収納可能人員(人)	所　在　地	電話番号
1	特別養護老人ホーム延寿園	5	むつ市大畑町大赤川29-4	34-3297
2	季の恵	3	むつ市大畑町庚申堂23-1	45-3115

(9) 一般社団法人公済会

No.	施　設　名	収納可能人員(人)	所　在　地	電話番号
1	むつリハビリテーション病院	４０	むつ市桜木町13-1	24-1211

(10) 株式会社イリエ

No.	施　設　名	収納可能人員(人)	所　在　地	電話番号
1	いりえデイサービスセンター	１０	むつ市大字田名部字宮ノ後198-1	33-8220